

柴田町住民基本台帳事務における支援措置に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者からの申出により、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限すること(以下「支援措置」という。)について必要な事項を定めるものとし、もって当該被害者の住所の探索を防止することで、当該被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (2) ストーカー行為等 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第6条に規定するストーカー行為等をいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。

(支援措置の対象者)

第3条 支援措置を受けることができる者は、町の住民基本台帳若しくは戸籍の附票に記載されている者又は町に固定資産を所有している者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、相手方と同一の住所を有する者や相手方に住所を知られている者は除く。

- (1) ドメスティック・バイオレンスの被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがある者
- (2) ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがある者
- (3) 児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがある者又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者で支援措置を受けることが適当であると町長が認めるもの。

(支援措置の申出)

第4条 支援措置を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、住民基本台帳事務における支援措置申出書(新規・延長)(様式第1号。以下「申出書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申出者は、自己と同一の住所を有する者について、当該申出者と併せて支援措置を受けようとする場合には、その旨を町長に申し出るものとする。

- 3 申出者は、他の市区町村からの支援措置を受けようとする場合は、その旨を町長に申し出るものとする。
- 4 町長は、申出書の提出があった場合は、申出者に対し、官公署が発行した写真付きの身分証明書又は町長が本人確認書類として適当と認める書類（以下「身分証明書等」という。）の提示を求め、当該申出者の本人確認を行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、身分証明書等が提示できない場合には、申出者に本人以外では知り得ない事項について質問し、これを戸籍及び住民基本台帳で確認することにより本人確認を行うものとする。
- 6 町長は、申出書の提出が代理人による場合は、法定代理人にあつては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあつては指定の事実を確認するに足る書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、第4項に準じて当該代理人が本人であることを確認するものとする。
- 7 前条第3号の被害者については、児童相談所の長、当該申出者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者を当該被害者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、児童相談所の長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）に対し、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、第4項の規定に準じてこれらの者が本人であることを確認するものとする。

（支援の必要性の確認）

第5条 町長は、申出書を受理したときは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待の被害状況について確認するとともに、警察、配偶者暴力相談支援センター又は児童相談所等に対し、住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書（様式第2号）又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求め、支援措置の必要性を確認するものとする。

（支援措置の決定等）

第6条 町長は、前条の規定により支援措置の必要性を確認したときは、支援措置の実施を決定し、当該申出者に対し、住民基本台帳事務における支援措置決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により支援措置の実施を決定した場合において、当該申出者が第4条第3項の規定による申出をしているときは、当該申出書の写しを他の市区町村長に送付するものとする。
- 3 町長は、他の市区町村長から支援措置の実施を申し出る書類の写しの送付を受けた場合は、第1項の規定により支援措置の実施を決定したものとみなし、この告示に基づき支援措置を実施する。この場合において、第1項に規定する通知を省略することができる。

（支援措置の内容）

第7条 町長は、前条第1項の規定により支援措置の実施の決定を受けた者（前条第3項の規定により決定を受けたとみなされた者を含む。以下「支援措置対象者」という。）に係る

住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「住民基本台帳の閲覧」という。）については、次の各号に定めるところにより取り扱うこととする。

(1) 相手方が判明しており、当該相手方から住民基本台帳の閲覧の請求があった場合は、住基法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないものとして申出を拒否すること。

(2) 支援措置対象者本人から住民基本台帳の閲覧の請求があった場合は、住基法第11条の2第1項各号に該当しないものとして申出を拒否すること。この場合において、住基法第12条第1項の規定により住民票の写し等の交付で対応すること。

(3) 国及び地方公共団体から住民基本台帳の閲覧の請求があった場合は、相手方が国及び地方公共団体の機関の職員になりすまして行うものに対して住民基本台帳の閲覧をさせることがないよう、本人確認を厳格に行うものとする。

(4) その他の第三者から住民基本台帳の閲覧の請求があった場合は、相手方が第三者になりすまし、又は第三者が相手方の依頼を受けて行う住民基本台帳の閲覧の請求に対し住民基本台帳の閲覧をさせることがないように利用の目的の審査を行った上で、本人確認を厳格に行うこと。

2 町長は、住民基本台帳の閲覧の請求において特別の申出がないときは、支援措置対象者を除く住民基本台帳の閲覧の請求であるとみなし、支援措置対象者に係る部分を除外するものとする。この場合において、町長は、閲覧記録用紙に明記するなどの方法により、あらかじめその旨を住民基本台帳の閲覧の請求をする者に明らかにするものとする。

3 町長は、住民基本台帳の閲覧の請求において必要であると認めた場合は、支援措置対象者に係る部分を除外せずに閲覧させることができる。

第8条 町長は、支援措置対象者に係る住民票の写し等の交付（以下「住民票等の交付」という。）については、次の各号に定めるところにより取り扱うこととする。

(1) 相手方が判明している場合で、当該相手方から住民票等の交付の請求があったときは、不当な目的があるもの又は住基法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないものとしてこれを拒否する。ただし、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、住民票等の交付の請求に特別の必要があるものと認める場合は、交付する必要がある機関との調整を図る等の方法により、別途措置するものとする。

(2) 支援措置対象者が、代理人や郵送により住民票等の交付の請求を行う場合は、支援措置対象者から当該交付の請求の意思を直接確認できた場合のみ交付することとする。

(3) 国又は地方公共団体の職務上の住民票等の交付の請求及びその他第三者からの住民票等の交付の請求がなされた場合には、前条第1項第4号の規定に準じて取り扱うものとする。

(4) 支援措置対象者に係る住民票の写し等は、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に発行する機能を有するもの）又は窓口専用端末機による交付は行わないこととする。

(支援措置の期間等)

第9条 支援措置の期間（以下「支援措置期間」という。）は、支援措置の実施の決定を行った日から起算して1年とする。

2 第6条第3項の規定による支援措置の実施をした場合における支援措置期間は、当該他の市区町村長が支援措置の実施を決定した日から起算して1年とする。

3 町長は、支援措置期間の満了の1月前から支援措置期間の延長の申出を受け付けるものとし、当該申出があった場合は、第4条、第5条及び第6条の規定を準用して取り扱うものとする。この場合において、支援措置期間については、当該延長の申出前の支援措置期間満了の日の翌日から起算して1年間とする。

（申出書の記載内容の変更）

第10条 申出者は、申出書の記載内容に変更が生じた場合は、住民基本台帳事務における支援措置変更申出書（様式第4号。以下「変更申出書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申出書の提出があった場合は、第4条第4項及び第5項の規定による本人確認を行うものとする。

3 町長は、第6条第2項の規定による送付の対象となった支援措置対象者から変更申出書の提出があった場合で、前項の規定により支援措置の実施の変更を決定したときは、当該変更申出書の写しを他の市区町村長に送付するものとする。

4 町長は、他の市区町村長から支援措置の記載事項変更の送付を受けた場合は、第6条第3項の規定を準用する。

（支援措置の終了）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了するものとする。

（1） 支援措置対象者から住民基本台帳事務における支援措置終了申出書（様式第5号。以下「終了申出書」という。）が提出されたとき。

（2） 支援措置期間を経過し、支援対象者から第9条第3号に規定する申出がなされなかったとき。

（3） 他の市区町村長から支援措置を終了する旨の通知を受けたとき。

（4） その他町長が支援措置の必要がなくなると認めたとき。

2 町長は、終了申出書の提出があった場合は、第4条第4項及び第5項の規定による本人確認を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援措置を終了したときは、支援措置対象者に対し、住民基本台帳事務における支援措置終了通知書（様式第6号。以下「終了通知書」という。）により通知するものとする。

4 町長は、第6条第2項の規定による送付の対象となった支援措置対象者が、第1項の規定により支援措置の終了を決定したときは、当該終了通知書の写しを他の市区町村長に送付するものとする。

（関係課等との連携）

第12条 町長は、第6条第1項の規定により支援措置の必要性があることを確認したとき

は、「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について（平成17年3月25日付総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）」に基づき、支援措置対象者（外国人住民を除く。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧について、この告示に基づく支援措置と同様の措置が講じられるよう、選挙管理委員会と連携をとるものとする。

2 支援措置対象者への支援を適切に行うため、町の関係課等に対して必要な情報を提供するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、支援措置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

住民基本台帳事務における支援措置申出書(新規・延長)

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

柴田町長
関係市区町村長

殿

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村		受付	連絡
				/	/
転送	/			/	/
	/			/	/
	/			/	/

年 月 日

氏名
(受付番号)

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認	
相手方 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他		
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	
			D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (ある場合、該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他		
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)				
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等	
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上
		除票の写し等の交付(前住所地)		前住所	
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍	
	戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名
備考	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり(※過去に所有していた場合も含む。) <input type="checkbox"/> なし				

- (注) ●太枠の中に記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関に確認させていただく場合があります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等	申出者との関係		氏名		生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等	申出者との関係		氏名		生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
1							
2							
3							
4							
5							
備考							

(注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。

●太枠の中に記入してください。

●償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。

●納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。

●本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書

柴田町長 殿

申出者氏名

(受付番号

)

(添付書類がなく、相談機関の意見を聴取する場合)

相談機関 の意見	1 申出書における「申出者の状況」に相違ないものと認める	年月日	備考				
	2 1以外						
	※上記2にVをつけた場合は下記①～③について記入してください。						
	【①相談があった年月日及び相談内容】		担当				
	<table border="1"><thead><tr><th>年月日</th><th>相談内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 年 月 日</td><td></td></tr></tbody></table>	年月日	相談内容	令和 年 月 日		相手方	
年月日	相談内容						
令和 年 月 日							
	【②相談機関が実施した事項】		市区町村の 確認				
	【③その他特記事項(ある場合のみ)】						
	令和 年 月 日						
	長 (印)	(担当 課 係)					

様

柴田町長

住民基本台帳事務における支援措置決定通知書

住民基本台帳事務における支援措置申出書に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

支援措置 対象者	住所			
	氏名		生年月日	
			生年月日	
			生年月日	
			生年月日	
決定事項	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧（現住所地：同上）			
	<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付（現住所地：同上）			
	<input type="checkbox"/> 除票の写し等の交付（前住所地等）			
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付（本籍地）			
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）			
	<input type="checkbox"/> 固定資産税事務における支援			
支援措置期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
備考				

柴田町長 殿

氏名

住民基本台帳事務における支援措置変更申出書

住民基本台帳事務における支援措置申出書の内容について、次のとおり変更が生じたので申し出ます。

支援措置 対象者	住所			
	氏名		生年月日	
			生年月日	
			生年月日	
支援措置期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
変更内容	変更前		変更後	
	氏名		氏名	
	住所		住所	
	本籍		本籍	
	筆頭者		筆頭者	
	その他		その他	
備考				

様

柴田町長

住民基本台帳事務における支援措置終了通知書

住民基本台帳事務における支援措置について、次のとおり終了しましたので、通知します。

支援措置 対象者	住所			
	氏名		生年月日	
			生年月日	
			生年月日	
			生年月日	
支援措置事項	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧（現住所地：同上）			
	<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付（現住所地：同上）			
	<input type="checkbox"/> 除票の写し等の交付（前住所地等）			
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付（本籍地）			
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）			
	<input type="checkbox"/> 固定資産税事務における支援			
支援措置期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
終了理由				